平成２７年（フ）第１７５４号
愛知県大府市月見町５丁目80番地　クレージュＫ１Ｃ号
破産者　野口　晴夫
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９１５号
愛知県愛西市勝幡町駅東24番地　ツリープラザ101号、従前の住所愛知県津島市蛭間町字弁日214番地
破産者　水野めぐみ
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５１９号
愛知県半田市青山２丁目21番地の２
破産者　乾　　勝彦
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７４１号
名古屋市中川区中島新町２丁目801番地　県営中川住宅４棟104号、従前の住所名古屋市中川区打中２丁目96番地　打出コーポ201号
破産者　渡辺　妙子（旧姓宮崎・小嶋）
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７４８号
名古屋市守山区森孝１丁目107番地　第一香流荘３棟328号
破産者　門田　　勲
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９５７号
愛知県瀬戸市みずの坂４丁目140番地
破産者　岡田　　匡
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４２５号
愛知県安城市昭和町６番３号　ロードリッチ106、前住所愛知県安城市桜町12番23号　ネバーランド403
破産者　松本建築こと　松本　将季
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１８５号
愛知県碧南市三度山町２丁目７番地　三度山住宅Ｂ棟210号
破産者　榊原　克己
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第５号
滋賀県長浜市高月町宇根67―１　110号（開始決定時の住所　滋賀県長浜市高月町高月606―１　トゥルースラルジュⅣ101号）、住民票上の住所大阪府寝屋川市八坂町21番地19号
破産者　北原　一彦
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２８年（フ）第８号
島根県出雲市野郷町496番地10
破産者　原田裕美子
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第１５０号
北九州市小倉北区片野４丁目23番15―301号
破産者　西本　鐘吉
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３１２号
福岡県遠賀郡水巻町頃末北２丁目11番18号　サンハイツ倉重201号
破産者　犬山　敬亮
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４１３号
北九州市八幡東区祇園３丁目２番３号（201号）
破産者　廣瀬　晴美
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４３２号
北九州市門司区鳴竹１丁目14番33号
破産者　向田　静好
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

免責許可決定

平成２８年（フ）第１１０８号
福岡市東区多々良１丁目９番14号
破産者　占部　郁代
1　決定年月日　平成28年10月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２３２号
静岡県沼津市若葉町13番24号　エンゼルハイム沢田310号
破産者　川畑　真吾
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第６９７号
福岡県大野城市山田１丁目10番８―306号
破産者　荒木亜沙美
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０５０号
福岡市南区若久６丁目34番３―102号
破産者　中山由美子（旧姓田崎）
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０６１号
福岡市西区拾六町５丁目９番８号
破産者　内田　千鶴
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０８７号
福岡市中央区清川２丁目２番26―918号
破産者　伊藤　典子（旧姓松尾）
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９９６号
福岡市城南区鳥飼７丁目30番402号
破産者　柿本八千代（旧姓小澄）
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部